

認定特定非営利活動法人自然再生センター

給 与 規 程

(目的)

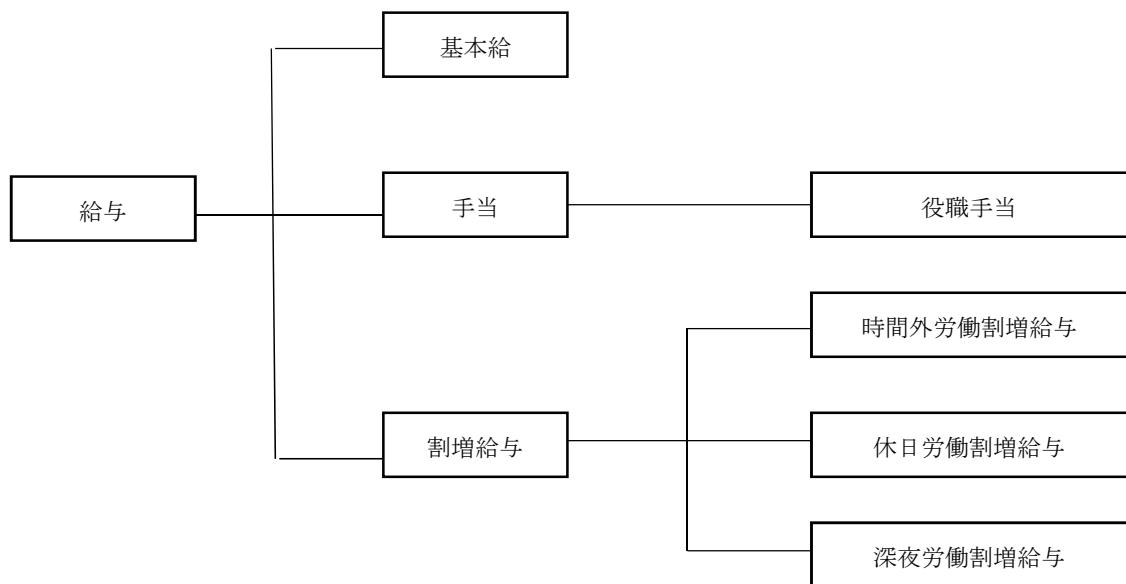
第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センターに雇用される者〔※有期雇用職員等も含む〕（以下「職員」という）の給与の支給に関する事項を定めるものである。

(遵守義務)

第2条 法人および職員は、この規程を誠実に守りお互いの信頼を高めるように努力しなければならない。

(給与体系)

第3条 給与は、次の構成とする。



(基本給)

第4条 基本給は、本人の職務遂行能力、経験、技能、年齢等を考慮して各人別に決定する。また、基本給は月給または時給とする。

(手当)

第5条 役職手当は特定の職位に従事する者に対し支給する。

(割増給与)

第6条 月給職員の割増給与は、次の算式より計算して支給する。

(1) 時間外労働割増給与

(1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合)

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 休日労働割増給与 (1週1日の休日に労働させた場合)

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{時間外労働時間数}$$

(3) 深夜労働の割増給与 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

2 時給制職員の割増給与は、次の算式により計算して支給する。

(1) 時間外労働割増給与 (1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合)

$$\text{時給単価} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 休日労働割増給与 (1週1日の休日に労働させた場合)

$$\text{時給単価} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(3) 深夜労働の割増給与 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\text{時給単価} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(休暇等の賃金)

第7条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

2 産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業および介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は無給とする。

(欠勤等の扱い)

第8条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。
また、時給制の職員についてはその間の賃金を支給しない。

(給与の計算期間および支払日)

第9条 給与は、毎月末日に締切り、翌月5日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

2 月給制の職員が計算期間中の中途で採用され、また退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支払いと控除)

第10条 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次にあげるものは賃金から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表者との書面による協定により給与から控除することにしたもの

(昇給)

第11条 昇給は、原則として行わない。ただし、法人の管理・運営契約に変更があった場合等、昇給を行うことがある。

2 昇給時の昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

第12条 賞与は、原則として支給しない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は令和3年10月22日から施行する。